

三浦市公共下水道（東部処理区）
運営事業

実 施 方 針
(案)

令和2年10月

三 浦 市

はじめに

三浦市（以下「市」という。）は、三浦市公共下水道東部処理区（以下「本処理区」という。）において、東部浄化センター、金田中継センター、管路施設の運営等を行う三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく特定事業として実施することを計画している。

本実施方針は、PFI法第5条第1項の規定に基づき、本事業の実施に関する方針を定めるものである。

目次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	特定事業の事業内容に関する事項	1
(1)	事業の名称	1
(2)	公共施設等の管理者の名称	1
(3)	事業の沿革	1
(4)	現存する問題	1
(5)	本事業の目的	2
(6)	基本運営方針	2
(7)	用語の定義	3
(8)	対象区域	4
(9)	対象施設	4
(10)	事業方式	4
(11)	事業の範囲	4
(12)	事業期間	6
(13)	使用料及び利用料金	8
(14)	利用料金の設定及び収受	8
(15)	改築・増築に係る費用	10
(16)	事業の費用負担	11
(17)	改築・増築に関する留意事項	11
(18)	運営権者が受領する権利・資産	12
(19)	市から運営権者への職員の派遣	12
(20)	運営権者が支払う運営権対価	12
2	特定事業の選定方法に関する事項	13
(1)	選定基準	13
(2)	選定結果の公表	13
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	14
1	募集及び選定方法	14
2	募集及び選定スケジュール（予定）	14
3	応募者の参加資格要件	15
(1)	応募者の構成	15
(2)	応募者に共通の参加資格	15
(3)	業務実施企業に求められる要件	17

(4)	参加資格要件の確認基準日	19
(5)	応募者の変更	19
4	審査及び選定手続き	20
(1)	三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会の設置	20
(2)	審査方法	20
(3)	審査結果の公表	20
(4)	優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	20
(5)	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	20
(6)	現地視察	21
(7)	競争的対話の実施	21
(8)	附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	21
(9)	提案書類の提出等	21
(10)	提案書類の作成等に係る費用	21
5	優先交渉権者選定後の手続き	21
(1)	基本協定の締結	21
(2)	S P Cの設立	22
(3)	優先交渉権者による運営準備行為	22
(4)	運営権の設定及び実施契約の締結	22
(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	22
(6)	事業の開始	22
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	23
1	リスク分担の基本的な考え方	23
(1)	不可抗力	23
(2)	瑕疵担保責任	24
(3)	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	24
(4)	需要の変動	24
(5)	物価の変動	24
(6)	国補助金制度の変更等	24
2	事業の実施状況のモニタリング	25
3	保険	25
4	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	25
(1)	運営権の処分	25
(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分	26

第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	27
1	対象施設の立地に関する事項.....	27
	(1) 事業用地等	27
	(2) 事業用地の貸付	27
2	対象施設の概要.....	27
	(1) 東部浄化センター	27
	(2) 金田中継センター	27
	(3) 管きよ.....	28
3	三浦市下水処理区一般平面図.....	28
第5	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	30
1	実施契約に定めようとする事項.....	30
2	疑義が生じた場合の措置	30
3	管轄裁判所の指定	30
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	31
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	31
	(1) 運営権者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除.....	31
	(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了.....	31
	(3) 不可抗力により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了.....	32
	(4) 特定法令等変更により事業の継続が困難となった場合の解除	32
	(5) 特定条例等変更により事業の継続が困難となった場合の解除	33
2	金融機関又は融資団と市との協議.....	33
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	34
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	34
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	34
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	34
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	35
1	実施に関して使用する言語及び通貨	35

2	特定事業の選定及び公表	35
3	実施方針に関する説明会及び現地見学会	35
	(1) 開催日時及び場所	35
	(2) 申込方法	35
4	実施方針に関する意見又は質問の受付	35
	(1) 受付期間	35
	(2) 提出方法	35
	(3) 意見書・質問書に対するヒアリング	36
	(4) 意見書・質問書に対する回答方法	36
5	連絡先及び情報提供	36
	(1) 連絡先	36
	(2) 情報提供	36
別紙 1	P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性 (案)	37
別紙 2	利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケース	39
別紙 3	リスク分担表	40
別紙 4 - 1	東部浄化センターの諸元	52
別紙 4 - 2	東部浄化センター一般平面図 (拡大)	53
別紙 4 - 3	東部浄化センターにおける任意事業の対象地	54
別紙 4 - 4	金田中継センターの一般平面図	55
別紙 4 - 5	金田中継センターの整備状況	56
別紙 4 - 6	幹線管きよの整備状況	57
別紙 4 - 7	下水道処理区域一般平面図	58
別紙 5	物価変動に関する考え方	59

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

三浦市長 吉田 英男

(3) 事業の沿革

本事業の対象施設を含む三浦市公共下水道事業は、平成3年に最初の事業認可を受けた。処理区域は主に東京湾側に位置する東部地区（上宮田、菊名、金田及び下宮田の一部）のみとなっており、事業認可面積は91haからスタートし、平成16年の認可で現在の235haとなった。平成4年から幹線管きよ、平成7年から処理場、平成8年からポンプ場の建設に着手し、平成10年から一部供用開始となった。現在の主な下水道施設は、終末処理場が1ヶ所（東部浄化センター）、ポンプ場が1ヶ所（金田中継センター）、下水道管きよが約58.1km（うち幹線管きよは約8.5km）である。

東部処理区の整備面積は令和元年度末において215haとなり、91.7%の進捗率となった。令和元年度末の行政人口に対する普及率は34.8%、処理区内人口に対する水洗化率は90.2%であり、6,170世帯、13,435人が公共下水道に接続している状況である。

下水道利用者が負担をしている下水道使用料は、平成10年の一部供用開始以来、約17年間にわたり、下水道使用料を据え置いてきた。この間、人員削減や、終末処理場とポンプ施設の包括委託など経費節減に努め、使用料の据え置きに努力していたが、下水道施設の適正な維持管理（老朽化対策）を要することなどから、平成27～30年度の4年間の財政収支見通しで約1億5,600万円の資金不足が当時見込まれた。このことから安定した下水道事業を継続するために、平成27年10月1日から平均約16%の値上げが実施された。

(4) 現存する問題

三浦市公共下水道事業においては、沿革に示す施策を行ってきたところであるが、過去には神奈川県下で三浦市のみが、経常収支比率100%の超過を経験し、平成24年度決算における経常収支比率108.4%の全国ワースト3位の数値となるなど、潜在的に大きな問題を抱えている。また、常態的に公債費と繰出金の比率が県内で最も高いものとなっており、財政の硬直化の原因となっている。このため、特別会計及び企業会計においては、一般会計繰入金の抑制に向け、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ることが求められている。

本市事業を運営するに当たっては、東部浄化センター、ポンプ場及び管路施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画及び長寿命化計画に基づく修繕や改築更新が求められていることに加え、平成27年度に整備された改正下水道法では管きよを含む下水道施設の維持管理・運営及び定期点検の充実等も求められており、多くの問題を解決する必要がある。

(5) 本事業の目的

対象となる、東部浄化センター、金田中継センター、管路施設の運営に、PFI法に基づく事業を導入することで、民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を活用することにより、当該施設の多岐にわたる問題を解決するに当たっての課題が明確化され、効率的かつ効果的な事業運営が図られることを期待するものである。

本事業による具体的な目的は以下に示すものであり、各目的の達成に向け市の事業運営を民間事業者に委ねるものである。

- ア 民間事業者の経営視点を取り込んだ中長期的な投資戦略の改善
- イ 収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上
- ウ 三浦市の魅力向上に資する下水道事業等の潜在的な価値の創出

(6) 基本運営方針

本事業を実施するに当たり、市より公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（公共施設等運営権を有する者をいう。以下「運営権者」という。）は、関係法令の遵守のもと、本事業の目的を達成するために、以下に示す、目的別に分類した基本運営方針を満たすことが求められる。

ア 民間事業者の経営視点を取り込んだ中長期的な投資戦略の改善

- ・ 民間資金等を活用した流動性の高い資金調達の実現に努めること
- ・ 下水道事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用を図ること
- ・ スtockマネジメント等に基づく適時適切な改築更新を行うこと
- ・ 財務指標に基づく健全な経営、及び適切な情報開示を行うこと

イ 収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上

- ・ 人口減少などに伴う収益減少を見据えた使用料金の最適化に努めること
- ・ 独立採算型運営への移行に向けた財政構造の健全化を図ること
- ・ 事業運営体制の最適化を図ること

ウ 三浦市の魅力向上に資する下水道事業等の潜在的な価値の創出

- ・ 下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出に努めること
- ・ 地域住民等との協働による地域貢献を図ること

(7) 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
経営	事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の收受、市民からの苦情等の受付、セルフモニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
増築	既存管路施設の延伸を行うこと。
改築	更新、長寿命化及び附設の総称。
更新工事	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備並びに幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋、公共汚水ます及び取付管の設備について、各々の全部を取り換えること。
長寿命化対策	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備及び管きよの一部を取り換えること。
附設	附帯提案事業の実施に必要な設備を導入すること。
維持管理	修繕及び維持の総称。
修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。
承諾	契約図書で明示した事項について、市又は運営権者が書面により同意すること。
協議	書面により、契約図書の協議事項について、市と運営権者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
提出	市が運営権者に対し、又は運営権者が市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
確認	契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること。
委託等	業務の一部又は全部について、第三者に委託又は請負わせること。

(8) 対象区域

三浦市公共下水道事業計画区域（東部処理区）の総体

(9) 対象施設

本事業において、運営権設定の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ア 処理場（東部浄化センター）
- イ ポンプ場（金田中継センター）
- ウ 管路施設（幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール、公共汚水ます、取付管）

(10) 事業方式

本事業は、PFI法第16条により公共施設等運営権の設定を受けた、運営権者が、公共施設等の管理者である市との間で公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、公共施設等について運営等を行う公共施設等運営事業（コンセッション方式）とする。

(11) 事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものであり、各業務の内容及び要求水準の詳細は、要求水準書において示す。

なお、運営権者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に委託等はできない。詳細は、今後公表する募集要項等において示す。

なお、事業の範囲は、別紙1も参考にすること。

ア 主たる事業

主たる事業とは、本事業において、運営権者が必ず実施する事業のことをいう。主たる事業の業務は以下のとおりである。

(ア) 経営に関する業務

- ・ 事業計画書の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ 内部統制
- ・ 情報公開
- ・ 委託等
- ・ 利用料金の收受
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理及び技術管理
- ・ 環境対策及び地域貢献
- ・ 個人情報保護に関する事項

- ・その他必要な事項

(イ) 各種計画支援に関する業務

- ・ストックマネジメント計画の更新及び見直し
- ・下水道事業計画変更等

(ウ) 対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務

- a 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築
 - ・更新工事
 - ・長寿命化対策
 - ・附設
- b 処理場・ポンプ場及び管路施設の維持管理
 - ・修繕
 - ・維持
- c 管路施設の増築
 - ・延伸

なお、改築・増築には、設計・工事を含む。

イ 附帯提案事業

附帯提案事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、主たる事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。附帯提案事業は、運営権者が必ず実施するものではなく、市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第2. 3に規定する応募者をいう。以下同じ。）から、提案のあった場合に実施するものとする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

運営権者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

なお、任意事業の実施に当たり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

表 1-1 事業範囲及び費用負担の整理

区分	運営権	施設所有権	経営に関する業務費負担	各種計画支援に関する業務負担、対象施設の改築・増築に関する業務費負担 改築費負担	維持管理に関する業務費負担 維持管理費負担
主たる事業	設定対象	市	運営権者	市	運営権者
附帯提案事業	設定対象	市	運営権者	市	運営権者
任意事業	設定対象外	運営権者			

(12) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）より20年を経過する日が属する事業年度末（イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、本契約が解除され、又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和5（2023）年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和25（2043）年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

運営権者は、事業期間中における運営方針、事業内容及び収支計画等を明らかにする事業計画を策定し、市に提出しなければならない。事業計画の提出及び内容に関する詳細は、今後公表する募集要項等において示す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等の実施契約に定める事由が生じた場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議によりウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

詳細は今後公表する実施契約書（案）において示す。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から本事業終了日（20年後を経過する日が属する事業年度末）までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年後を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

エ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 対象施設の明渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、対象施設から速やかに退去し、対象施設を市又は市の指定する第三者に明け渡さなければならない。

(イ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

任意事業のために有償貸付を受けた本事業用地及び施設については、本事業終了日に(18)ア(イ)に示す公有財産賃貸借契約が解除され又は終了するものとし、運営権者は、任意事業の実施のために運営権者が本事業用地及び施設内に所有する資産を、自らの費用負担及び責任により処分し、本事業用地及び施設を原状に復して市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値等を勘案し買い取ることができる。市又は市の指定する第三者が買い取る資産は、現状有姿で引き渡す。なお、買取の方法等については、協議の上決定する。

(ウ) 業務の引継ぎ

運営権者は、本事業期間終了後に市が対象施設について継続的に維持管理等を行うことができるように、対象施設の維持管理等に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市又は市の指定する第三者に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと。市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本事業終了日の180～90日前までに行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成、現地協議を含む打合わせ等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

表 1-2 予定事業期間

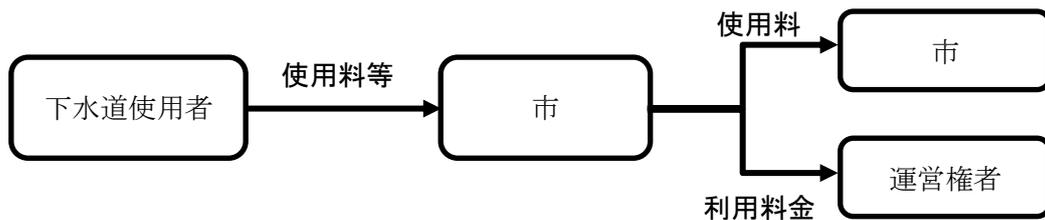
内容	期日
運営権設定、実施契約の締結	令和4（2022）年11月
主たる事業の引継ぎ、手続き等	令和4（2022）年10月～12月
本事業開始日	令和5（2023）年4月1日
市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎ	本事業終了日まで
本事業終了日	令和25（2043）年3月31日 ※令和30（2048）年3月31日（最大限延長の場合）

（13）使用料及び利用料金

ア 使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、下水道使用者は、市に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払うものとする。本実施方針では、使用料と利用料金を併せたものを使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）と称する。

なお、使用料等の算出方法は、三浦市下水道条例の規定に基づくものとする。



イ 使用料等の改定

市は、三浦市下水道条例で定める使用料等の改定（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、令和4年度から4年ごとに使用料等の定期改定を行う予定である。なお、料金改定については、従前の意思決定プロセス(市議会等)を経て決定されることとなるため、今後、変更の可能性がある。

運営権者は、上記の定期改定に併せ、料金改定に関して市に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、市と運営権者は協議を行う。

（14）利用料金の設定及び収受

ア 利用料金の設定

運営権者は、利用料金を本処理区下水道使用者¹から収受する。

当該利用料金は、（13）アに示す使用料等に対して、一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定するものとする。市は、主たる事業及び附帯提案事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次のウに示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利

1 東部処理区に対して区域外接続を行う下水道使用者は、本事業においては本処理区下水道使用者と同じとみなし、利用料金の収受対象とする。

利用料金設定割合は、三浦市下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規程において規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、●%とする。

イ 利用料金設定割合の改定

(ア) 運営権者の提案による利用料金設定割合の改定

運営権者は、(13)イに示す使用料等の改定にあわせて4年に1回、利用料金割合の改定について市と協議を行うことができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、適切に協議を行うものとする。

(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近の利用料金設定割合の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

- a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合
- b 電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

(ロ) 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等の変更又は市の計画変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。法令等の変更又は市の計画変更とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

- a 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- b 事業内容の変更等市側の事由により計画が変わることで、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- c その他市が必要と認める場合

上記 a から c までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。

なお、利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケースについては、別紙2を参照のこと。

ウ 利用料金の構成内容

運営権者が収受する利用料金の構成は表1-3のとおりとする。

表 1-3 利用料金の構成

項目		内容
① 経営	a. 一般管理費	経営全般に係るもの
	b. 支払利息	運営権者に係る支払利息
	c. 租税公課	運営権者に係る税金等
② 維持管理	d. 修繕費	修繕に係るもの
	e. ユーティリティー費	電気、薬品、消耗品、燃料費等の調達に係るもの
	f. 処理場等運転費	処理場及びポンプ場等の運転に係るもの
	g. 保守管理費	保守点検等に係るもの
	h. 利用料金収受費	利用料金収受に係るもの
	i. 廃棄物処理費	廃棄物処理に係るもの
	j. その他費用	その他業務に係るもの
③ 利潤	k. 利潤	経営に必要な利潤

エ 利用料金収受代行業務

市及び運営権者は、実施契約とは別に利用料金収受代行業務に係る契約を締結する。当該契約に基づき、市は、運営権者を代行して利用料金を市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する。市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約については、詳細を今後公表する実施契約書（案）の公表時に示す。

オ 債権の担保のための利用料金の引当て

第3. 2に示す要求水準違反違約金及び第6. 1(1)イに示す契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることができる。

カ 利用料金の未納者への対応

本処理区における未納者への支払いの催促等についてはエに示した利用料金収受代行業務に係る契約に基づき、市が運営権者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

詳細については今後公表する実施契約書（案）の公表時に示す。

(15) 改築・増築に係る費用

市は、改築・増築対象施設の引き渡し後、改築・増築対象施設の設計及び改築業務に係る費用については、実施契約書に定める金額を上限とし、運営権者に対し、事業年度ごとに一時に支払う。

(16) 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その改築・増築事業費の上限額は、実施契約に定めるものとする。

ア 主たる事業及び附帯提案事業

主たる事業に係る費用負担は次のとおりとし、附帯提案事業を実施する場合も同様とする。

(ア) 経営に係る業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(イ) 各種計画支援に関する業務

市は、各種計画支援に係る費用の全てを負担する。

(ウ) 対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務

a 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築

市は、改築に係る費用の全てを負担する。なお、市は、負担額の支払いに当たり、借入れと国補助金を充当する予定である。

b 処理場・ポンプ場及び管路施設の維持管理

運営権者は、維持管理に係る費用の全てを負担する。

c 管路施設の増築

市は、管路施設の増築に係る費用の全てを負担する。なお、市は、負担額の支払いに当たり、借入れと国からの交付金を充当する予定である。

なお、運営権者は、国の主要施策や重点配布予算等を正しく理解したうえで、社会資本整備総合交付金に係る各種計画案や長期計画及び全体計画等を策定すること。特に、三浦市の予算編成時点等において、国土交通省下水道部等が公表する予算関連資料の重点配布項目のうち、活用可能性の高い予算については、活用方針について協議を行うこと。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては主たる事業及び附帯提案事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

※任意事業の対象地は別紙4-3に定める。

※なお、対象地における任意事業については、補助金適正化法に規定される目的外使用の場合は、補助金返納等となる可能性があるため、別途、市と協議すること。

(17) 改築・増築に関する留意事項

ア 改築・増築の実施

運営権者は、実施契約に基づき対象施設の改築・増築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、対象施設について、市が改築・増築を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。

イ 改築・増築を行った施設の所有

運営権者又は市が改築・増築を行った対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

ウ 改築・増築の対象

改築・増築の対象は、要求水準書に示すとおりとする。なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が必要と認めたものは、国補助金の対象とならない改築も実施可能とする。

エ 道路管理者が実施する道路工事等との連携

本事業開始後に道路管理者が実施する道路工事等のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、運営権者は、市と協議の上、協力するものとする。また、市が実施する処理場等の耐震補強工事についても同様である。

(18) 運営権者が受領する権利・資産

ア 本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産

(7) 運営権

三浦市公共下水道事業計画区域（東部処理区）の総体に設定する運営権

(イ) 本事業用地の使用権

任意事業実施のために締結する公有財産賃貸借契約による本事業用地及び施設等の使用権

(ウ) 運営権者譲渡対象資産²

市は本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産を運営権者に譲渡する。詳細は、第2.4(5)に示す。

(19) 市から運営権者への職員の派遣

市は、運営権者からの要請等必要に応じて、PFI法に基づく運営権者へ市職員を派遣する。なお、市職員の派遣については、今後、取扱いについて変更する可能性がある。

(20) 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、主たる事業及び附帯提案事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。運営権者は自らが提案した運営権対価を本事業開始までに一括して支払うものとする。

² 運営権者譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に開示する関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストにおいて示す。

また、運営権者は事業期間の合意延長の実施の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、主たる事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、市自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、各業務において、運営権者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、運営権者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、本事業を実施する運営権者の選定は、「公募型プロポーザル方式」とし、応募者から幅広く柔軟な発想に基づく提案を求める予定である。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業における民間事業者の募集及び選定スケジュールは以下のとおりとする。

表 2-1 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和2(2020)年10月	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和2(2020)年 10月～11月	実施方針（案）等に関する質問・意見の受付・回答
令和3(2021)年4月	実施方針、要求水準書の公表
令和3(2021)年4月	特定事業の選定・公表
令和3(2021)年5月	実施方針、要求水準書に関する説明会、現地見学会
令和3(2021)年5月	実施方針等に関する意見・質問の受付・回答
令和3(2021)年6月～8月	募集要項等の公表
令和3(2021)年9月	募集要項等に関する説明会、現地見学会
令和3(2021)年9月～10月	募集要項等に関する意見・質問の受付・回答
令和3(2021)年11月	参加表明書、参加資格確認申請書の受付
令和3(2021)年12月	参加資格確認結果の通知
令和4(2022)年1月	現地視察及び競争的対話
令和4(2022)年4月	提案書類の受付
令和4(2022)年5月	提案プレゼンテーションの実施
令和4(2022)年7月	優先交渉権者の決定
令和4(2022)年7月	基本協定の締結
令和4(2022)年11月	公共施設等運営権設定、実施契約の締結
令和4(2022)年10月～12月	運営権者との引継ぎ
令和5(2023)年4月	事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

応募者の構成については下記のとおりである。

- ア 応募者は、第1.1(11)に掲げる業務を実施する予定の単体の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ウ 応募グループにあつては構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。代表企業以外の構成員は、構成企業又は協力企業とする。
- エ 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、応募企業又は代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとする。応募企業又は代表企業及び構成企業は、SPCに出資して本普通株式（第3.4に定める本普通株式をいう。）すべての割当てを受けるものとする。なお、応募グループにあつては、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- オ 応募グループにあつては、代表企業及び構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。

(2) 応募者に共通の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者³であること。
- イ PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- エ 民事再生法第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

3 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できることが必要である。

- オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていない者。
- カ 三浦市の公共工事に係る一般競争入札実施要領若しくは三浦市物品調達・業務委託に係る一般競争入札実施要領による三浦市競争入札参加資格者名簿に登録されている者、又は小規模工事等契約希望者登録名簿に登録されている者であること。
- キ 参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成7年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていない者。
- ケ 三浦市が発注した「平成27年度三浦市公共下水道事業におけるコンセッション方式導入可能性調査業務委託」を受注した学校法人東洋大学、及び協力法人である株式会社エスイー、PwCアドバイザリー合同会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者⁴でないこと。
- コ 三浦市が発注した「平成28年度三浦市公共下水道事業コンセッション推進に向けた情報整備調査業務委託」を受注したPwCアドバイザリー合同会社又はこの者と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。
- サ 本事業のアドバイザリー業務受託者及び当該アドバイザリー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザリー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。
 - 株式会社建設技術研究所
 - 学校文化施設研究所
 - シリウス総合法律事務所
 - 永井公認会計士事務所
- シ 4(1)に示す三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。
- ス 三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
- セ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。

4 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

- ソ 役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員（市条例第2条第5号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。
- タ 三浦市の市議会議員が役員等となっている法人（三浦市の公共施設等運営権者の業務、三浦市の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の業務又は市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）に該当しない者であること。
- チ 三浦市の市長、副市長、三浦市立病院の総病院長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員が役員等となっている法人（主として三浦市の公共施設等運営権者の業務、三浦市の指定管理者の業務又は三浦市の請負の業務を行うこととなるものに限り、三浦市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）に該当しない者であること。
- ツ 上記のケ〜チに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- テ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納していない者。
- ト 応募企業又は構成員のいずれかで、参加資格確認申請書の提出以降、同時に他の応募企業又は構成員となっていないこと。ただし、市が選定した民間事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の応募者が、運営権者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

（3）業務実施企業に求められる要件

応募企業、構成員は、かながわ電子共同システムの入札参加資格の認定を受けており、かつ本業務を適切に実施できる知識及び能力を有し、技術・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。また、応募企業、構成員のうち設計業務を行う者、改築更新業務を行う者、管路施設の維持管理業務を行う者、処理場・ポンプ場の維持管理業務を行う者は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

なお、三浦市の公共工事に係る一般競争入札実施要領若しくは三浦市物品調達・業務委託に係る一般競争入札実施要領による三浦市競争入札参加資格者名簿、又は小規模工事等契約希望者登録名簿への登録をしていない企業については、参加表明書の提出までに登録申請を行い、登録しておくこと。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者のうち、建築に係る設計業務を行う者においては以下に示す a 及び c の要件を満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、すべての企業が満たし、c の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

また、設計業務を行う者のうち、土木、機械・電気に係る設計業務を行う者においては以下に示す b 及び c の要件を満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す b の要件については、すべての企業が満たし、c の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- b. 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定する R C C M（下水道）の資格を有する者を配置できること。
- c. 平成 23 年度以降に、公共下水道、流域下水道における処理能力 8 千 m³/日以上 の高度処理方式の下水処理施設に係る設計業務の履行実績を有していること。土木建築、機械及び電気の設計実績全てを有することが必要だが、必ずしも同一の下水処理施設の実績ではなく、別の下水処理施設の実績を合わせることも可とする。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

イ 改築業務を行う者

改築業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が満たし、b から g までの要件は、それぞれ少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、各担当業務に関し、土木工事一式、建築一式工事、機械器具設置工事又は電気工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 平成 23 年度以降に、処理能力 8 千 m³/日以上 の終末処理場における水処理施設の機械設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であること。
- c. 平成 23 年度以降に、処理能力 8 千 m³/日以上 の終末処理場における装置の電気設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であること。
- d. 土木工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 1001 点以上の者であること。
- e. 建築工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 1001 点以上の者であること。
- f. 電気工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 801 点以上の者であること。
- g. 管工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 801 点以上の者であること。

ウ 管路施設の維持管理業務を行う者

管路施設の維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a. 平成 23 年度以降に、管路施設の維持管理業務（点検又は修繕）を受託した実績があること。

エ 処理場・ポンプ場の維持管理業務を行う者

処理場・ポンプ場の維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a. 平成23年度以降に、処理能力8千 m^3 /日以上 of 標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場において、水処理施設の維持管理業務を受託した実績が1年以上あること。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

(5) 応募者の変更

参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及び構成員の変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。

4 審査及び選定手続き

(1) 三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会の設置

市では、優先交渉権者の選定に当たり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会（以下「審議会」という。）を、平成28年12月6日に設置した。

審議会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

審議会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

委員長 森田 弘昭（日本大学 教授）

委員 安登 利幸（亜細亜大学大学院 教授）

委員 弓削田 克美（日本下水道事業団東日本本部事業管理室）

委員 星野 拓吉（三浦市副市長）

(2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。

審査に当たっては、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施されると見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

審査の過程において、審議会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

市は、審議会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

(3) 審査結果の公表

市は、優先交渉権者の選定後、速やかに応募企業又は応募グループの代表企業に対して通知するとともに、審査の結果及び評価の内容について、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を三浦市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請

書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(6) 現地視察

市は、希望する者に対し、競争的対話に先行して、現地視察の機会を3回程度設ける。なお、現地視察の実施に関する日時、申込方法、申込期間、見学方法については別途市のホームページ等で公表する。

(7) 競争的対話の実施

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行い、その結果を踏まえ、要求水準書(案)及び今後公表する実施契約書(案)等の調整を行う。

(8) 附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施

参加資格があるとされた者が、附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了後、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった附帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

提案概要書及び提出方法は、募集要項等において提示する。

(9) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

提案に必要な書類は、募集要項等において提示する。

(10) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書(案)に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書(案)の修正には、原則として応じない。

(2) S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を三浦市内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を三浦市外に移転させないものとする。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と改築等について協議を行うことができる。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、P F I法第19条第4項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、S P Cに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）に従って運営権の設定登録を行う。市と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、実施契約書（案）の内容は、優先交渉権者の決定前に確定することができなかつたもの及び軽微なもの以外は変更しない。

また、市は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

ア 運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結

イ 運営権者との間の任意事業実施のための本事業用地に係る公有財産賃貸借契約の締結

なお、市は、P F I法第19条第3項及び第22条第2項の定める事項を市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産について市から譲渡の方法によって取得する。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が現物を確認の上、見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

(6) 事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎ等の実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

市と運営権者は、適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。運営権者は、要求水準書に定める各業務について責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として運営権者が負うものとする。

市及び運営権者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と運営権者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については実施契約書（案）に詳細を規定する。なお、市及び運営権者は、いかなる場合でも、費用の増加、各業務の遅延、品質の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略並びに負担の在り方を別紙3にリスク分担表として示すとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、実施契約書（案）等において改めて提示する。また、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載するとおりであるが、実施契約書（案）等において改めて提示する。

(1) 不可抗力

- ア 豪雨、暴風、高潮、洪水、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ等その他自然的又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（運営権者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもの（以下「不可抗力」という。）が生じた場合は、運営権者は直ちにその内容を市に通知する。また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan：業務継続計画）に従い初期対応を行う。
- イ 市が事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う義務がある。
- ウ 市は運営権者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- エ 市と運営権者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- オ 事業継続措置に必要な費用については、実施契約書に定める外、市と運営権者で協議する。

(2) 瑕疵担保責任

- ア 施設の更新前に、対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後12か月以内に限り運営権者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができる。
- イ 本事業期間終了日から12か月以内に限り、対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、市は運営権者に対して瑕疵担保請求を行うことができる。

(3) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ア 本事業期間中に、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、運営権者及び市に生じた損失は、各自負担する。
- イ 本事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。ただし、利用料金設定割合の改定によっても補填されない場合は、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議する。

(4) 需要の変動

- ア 市が示した需要予測の一定範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う。

(5) 物価の変動

- ア 薬品費、電力料金単価、人件費等の費用の増加は、運営権者が負担する。ただし、薬品費、電力料金単価、人件費の一定以上の費用の増加は、市と運営権者で協議する。
- イ 物価の変動に基づく市の負担については、別紙5 物価変動に関する考え方を参照のこと。

(6) 国補助金制度の変更等

- ア 国補助金制度が変更される場合においては、市と運営権者は、協議の上契約継続等に向けた措置を講ずる。
- イ 国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と運営権者は、協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とする。

2 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、運営権者に対して改善措置や要求水準違反違約金を求めるものとする。なお、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は運営権者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、運営権者に求めることができるものとする。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）の公表時に示す。

3 保険

運営権者は、本事業期間中、実施契約において市が定める基準以上の損害賠償保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、市の書面による事前の許可を得ることなく、運営権、実施契約及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、市は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う。

市は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ア 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること
- イ 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ウ 譲受人の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本普通株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本普通株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本普通株式

本普通株式を保有する者（以下「本普通株主」という。）が、自ら保有する本普通株式を、他の本普通株主又は市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本普通株式を本普通株主以外に対して新規発行する場合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

本普通株式の譲受人は、株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 対象施設の立地に関する事項

(1) 事業用地等

本事業の事業用地は以下のとおりである。なお、各施設の一般平面図は別紙4-2から4-4に示す。

表4-1 主な対象施設の所在地

対象施設		所在地
処理場	東部浄化センター	三浦市南下浦町金田2736番地5
ポンプ場	金田中継センター	三浦市南下浦町206番地8
管路施設	管きよ	東部処理区全域
	マンホールポンプ	上宮田1号～6号、金田1号、下宮田1号～2号、4号、菊名1号～3号及び下宮田3号（ポンプ室）
	マンホール	東部処理区全域
	公共汚水ます、取付管	東部処理区全域

(2) 事業用地の貸付

本事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産に当たる。運営権者が主たる事業を行うに当たっては、実施契約のほかには公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者が第1.1(11)ウに示す任意事業を行う場合には、市と運営権者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業用地を使用できるようにする。

2 対象施設の概要

(1) 東部浄化センター

- ・ 供用開始：平成10年8月
- ・ 処理方式：水処理…標準活性汚泥法、汚泥処理…濃縮一脱水一搬出
- ・ 処理能力：8,050 m³/日
- ・ 水処理系列数：1.5系列（3池）
 ※東部浄化センターの諸元を別紙4-1に示す。
 ※東部浄化センターの現状の処理フローを図4-1に示す

(2) 金田中継センター

- ・ 供用開始：平成10年8月
- ・ 種類別：汚水中継ポンプ場
- ・ 揚水能力：12.0 m³/分
 ※金田中継センターの整備状況を別紙4-5に示す。

(3) 管きよ

- ・ 全体延長：58,165m
 - ・ うち幹線管きよ延長：8,496m
- ※幹線管渠の整備状況を別紙4－6に示す。

3 三浦市下水処理区一般平面図

別紙4－7に示す。

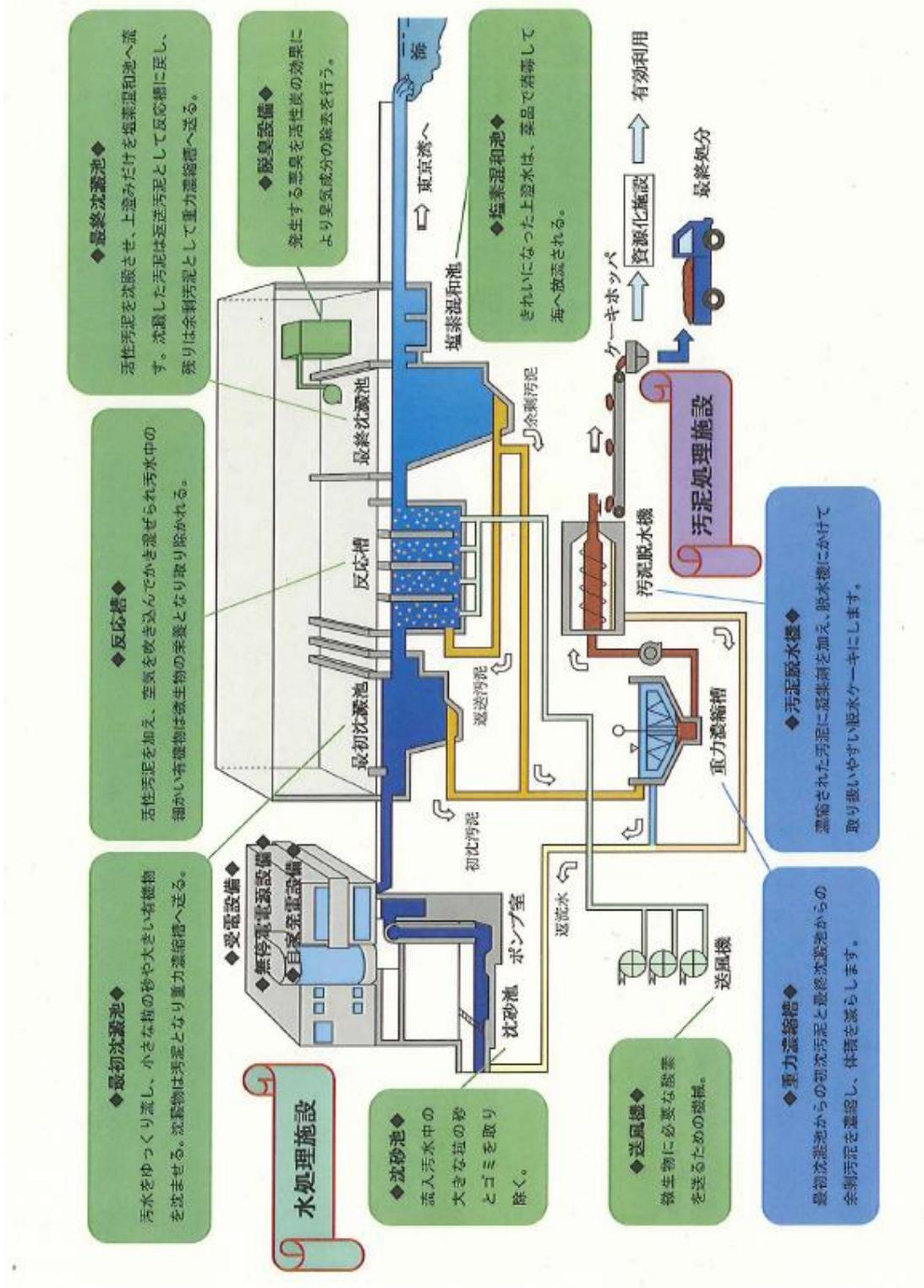


図 4-1 東部浄化センターの現状の全体処理フロー図

第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 主たる事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 利用料金の設定及び收受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約に定める事由ごとに、市又は運営権者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

実施契約の定めるところにより、実施契約を終了する場合、運営権者は、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第11(12)エ(i)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書(案)の公表時に示す。

(1) 運営権者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

- (ア) 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、実施契約を解除することができる。事由によって市は、催告を行う。
- (イ) 倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- (ア) 市は運営権を取り消す。
- (イ) 運営権者は、市に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、損害額を算定し、運営権者の支払額からこれを控除する。
- (ウ) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとするが、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算しない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- (ア) 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- (イ) 運営権者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- (ウ) 市が対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

イ 解除又は終了措置

- (ア) 市が対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、市は運営権を取り消す。

- (イ) 市は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。
- (ロ) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(3) 不可抗力により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- (ア) 不可抗力により対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- (イ) 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合、運営権者及び市は復旧に必要な調査・設計、調整項目の洗い出しを行う。本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は実施契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

- (ア) 不可抗力により対象施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。
- (イ) 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- (ロ) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(4) 特定法令等変更により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

- (ア) 特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- (ア) 市は運営権を取り消す。
- (イ) 特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- (ロ) 市は、運営権者が国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。
- (エ) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(5) 特定条例等変更により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

- (7) 特定条例等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- (7) 市は運営権を取り消す。
- (イ) 特定条例等変更により運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。
- (ウ) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

2 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

なお、市は、運営権者に対する出資等の支援は行わない。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 特定事業の選定及び公表

実施方針等に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、令和3（2021）年4月に、市ホームページ上で公表する。

3 実施方針に関する説明会及び現地見学会

（1）開催日時及び場所

事前に受付をした者のみ参加することができる。

ア 開催日時：令和3（2021）年5月（予定）

- ・ 2時間程度を予定している。
- ・ 参加者が多数の場合は、複数回に分けて開催する場合がある。

イ 開催場所：未定

（2）申込方法

説明会及び現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに所定の様式を5(1)の連絡先へ電子メールにて送信すること。なお、会場での申込みは受け付けない。市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、電子メールで受付完了の返信を行う。

ア 受付期限：令和3（2021）年5月（予定）

イ 留意事項

- ・ 参加者は本事業に参加を検討する民間企業とし、1者につき2名までとする。
- ・ 説明会会場受付において参加申込書の原本を提出すること。
- ・ 説明会に参加する者は、自ら実施方針等を持参することとする。
- ・ 写真撮影、映像撮影は禁止する。
- ・ 説明会後に実施する現地見学会に参加する者は、ヘルメットを持参すること。
- ・ 複数回に分けての開催となった場合には、別途開催時間を連絡する。（複数回に分けての開催とならなかった場合は、特段連絡しない。）

4 実施方針に関する意見又は質問の受付

（1）受付期間

令和3（2021）年5月（予定）

（2）提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、所定の様式に記入の上、5(1)の連絡先まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、提出件名は「三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 意見書・質問書_●●」（●●は提出者名）とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及びファクシミリ番号並びにE-Mailアドレスを記載すること。市が意見書を受信したときは、電子メール又はファクシミリにより、受信確認の通知を送付する。

（3）意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

（4）意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、令和3（2021）年6月中旬ごろ（予定）に、市のホームページにおいて公表する。なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

5 連絡先及び情報提供

（1）連絡先

三浦市上下水道部下水道課

住所：〒238-0298 神奈川県三浦市城山町1番1号

TEL：046-882-1111 FAX：046-882-1160

E-Mail：：kankyou0401@city.miura.kanagawa.jp

（2）情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

三浦市公式ホームページ

<http://www.city.miura.kanagawa.jp/>

別紙1 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性（案）

PFI法並びに運営権ガイドラインにおける用語		実施方針における記載		本事業における整理	運営権	特定事業	
運営等	運営	経営		事業計画書の作成、実施体制の確保、セルフモニタリング等	運営権範囲内	特定事業範囲内	
		各種計画支援		ストックマネジメント計画の更新及び見直し、下水道事業計画変更等			
		維持管理	維持	工事を伴わない点検、詳細調査等			
	修繕		所定の耐用年数を確保するため、既存の施設を部分的に取り換える工事				
	維持管理	資本的支出 ^{※3}	増築				既存管路施設の延伸を行うこと。
			改築	更新工事			所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設を全て取り換える工事
				長寿命化対策			所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設を部分的に取り換える工事
				附設			附帯提案事業に関する工事 ^{※1}
建設・改修		任意		任意事業の実施に必要な設備を導入すること ^{※2}	運営権範囲外		

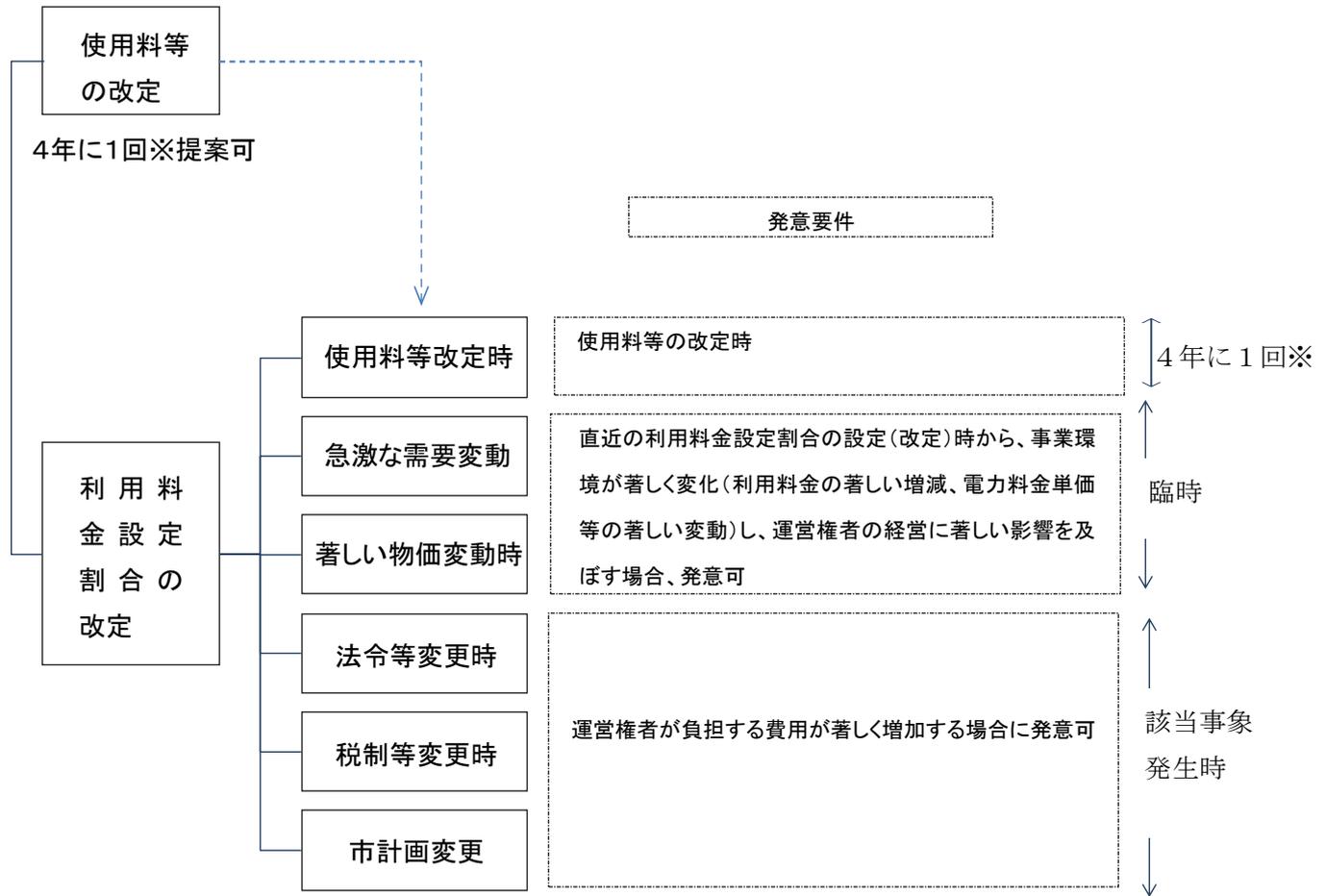
※1 附帯提案事業に係る新規設備の導入とは、例えば、汚泥消化工程導入に伴う消化タンク設備や消化ガス発電設備の導入等をいい、その費用負担は主たる事業の費用と同様に市とする。

※2 運営権者は、任意事業の実施に必要な設備の導入（例えば太陽光発電設備の導入等が考えられる。）を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるも

のとする。

※3 改築及び増築には、設計・工事を含むものとする。

別紙2 利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケース



※使用料等の改定にあわせる

別紙3 リスク分担表

リスクを負担する者の凡例

- リスクを負担することを示す
- (○) リスク事象の状況の変化によりリスクの負担者と負担割合が変更する可能性があることを示す
- 協議 リスクの原因によって市と運営権者の双方にリスク負担が生じることが想定されるため、市と運営権者で協議を行いリスクの負担割合を決することを示す

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
共通	制度関連	一般法令変更リスク	事業に直接影響しない一般法令（当該事業のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更）	原則として運営権者がリスクを負うことになる。ただし、一般法令等の変更が要求水準に影響する場合等、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。	(○)	○
		特定法令変更リスク	事業に直接影響する下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国の法令、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	運営権者及び市に生じた損失は、各自負担する。	○	○
		特定条例変更リスク	本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす市の条例、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。	協議	

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
		許認可 リスク	三浦市が取得すべき許認可の取得・維持		○	
			運営権者が取得すべき許認可の取得・維持			○
		税制変更 リスク	固定資産税の変更に伴い市が保有する固定資産に係るリスク	事業対象区域における市の既所有固定資産及び工事引き渡し後の固定資産	○	
			固定資産税の変更に伴い運営権者が保有する固定資産に係るリスク	本事業を運営するに当たり、市に引渡すものとは別に、運営権者自らが運営するに当たり必要なものとして購入し、所有する固定資産		○
			当該事業に関する税制度新設、変更	当該変更により、運営権者の負担が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について、協議を行うことができる。		○
		入札・ 契約	入札手 続リス ク	募集要項等、応募 手続の誤り		○
	市の責めにより契 約を結べない、ま たは契約手続きに 時間を要する場合				○	
	運営権者の責めに よる契約を結べな い、または契約手 続きに時間を要す る場合					○
	本事業の契約に関 する議決が市議会 で得られない場合				○	○

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
	社会	環境問題 リスク	運営権者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題			○
			施設の存在そのものに起因する環境問題		○	
		第三者 損害 リスク	要求水準に従って運営を行っても避けることのできない第三者損害		○	
			施設の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害で、住民の反対運動や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損		○	
			運営権者の責に帰すべき事由による第三者への損害			○
			保守点検計画、保守点検の実施の有無に関わらず、不具合が生じた場合の第三者への賠償			○
			運営権者が行う改築更新や維持管理に起因して発生した住民の反対運動や訴訟による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理	要求水準に従った場合で、通常避けることのできない事由によるものは市と運営権者で協議する。		

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者	
			的破損等に伴う損害				
		事故 リスク	三浦市が行った工事等の業務に関する事故などに起因、もしくは三浦市の責に帰すべき事由によるもの		○		
			運営権者が行う業務に関する事故などに起因、もしくは運営権者の責に帰すべき事由によるもの			○	
		金利変動 リスク	資金調達に伴う利息が金利上昇により増加する金利変動リスク				○
	経済	需要変動 リスク	利用料金の増減	市が示した需要予測の●%以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う			○
		物価変動 リスク	薬品費、光熱水費、人件費にかかる物価変動	一定以上の物価変動による場合、市と運営権者で協議する。			○
		資金調達 リスク	運営権者が調達すべき資金を、運営権者の責により事業資金調達に失敗した場合				○
			市が調達すべき資金を、市の責により事業資金調達に失敗した場合			○	

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
共通	譲渡手続き	譲渡手続きリスク	運営権の設定等に必要となる諸費用	登録免許税等の費用負担		○
	知的財産	知的財産権侵害リスク	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は運営権者が作成した成果物等が第三者の知的財産者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償			○
	業務遂行	業務遂行の中断・不能リスク（不可抗力除く）	実施契約にない市の要因に基づく業務遂行中断・不能		○	
			上記以外の理由（運営権者の責に帰すべきもの）による業務中断・不能			○
不可抗力	不可抗力リスク	不可抗力による損害、事業変更、中断・遅延、費用の約定金額超過	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法 ⁵ の範囲内の復旧事業費は、国費を財源とし市が負担する（『下水道事業における公共施設	○		

5 同法（昭和二十六年法律第九十七号）は公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することを立法の趣旨目的としている。

第2条第2項

「この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。」

第6条第1項

「この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
			※損害：調査段階の施設の損傷、維持管理・運営段階における施設の損傷、改築更新段階における工事目的物等の損傷（同上ガイドライン）	等運営事業等の実施に関する『ガイドライン』に準拠。		
			上記以外			○
	情報漏洩	情報漏洩リスク	三浦市の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出			○
運営権者の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出						○
経営	政策	政策転換リスク	三浦市の政策変更による事業の変更、中断、中止など		○	
	経営	経営リスク	運営権者の経営に関するもの			○
	料金	未払料金リスク	利用料金の滞納による減収	原則として運営権者がリスクを負う		○
	附帯提案事業	附帯提案事業リスク	附帯提案事業の不振・事業計画不履行			○
	任意事業	任意事業	任意事業の不振・事業計画不履行			○

一 一箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わっているものを含む。）に係るものにあつては百二十万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては六十万円に満たないもの」

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
		リスク				
	債務	債務不履行リスク	三浦市の債務不履行に関するもの		○	
			運営権者の債務不履行に関するもの			○
	本事業の中途終了	本事業の中途終了リスク	三浦市民の当該事業への需要消滅など事業継続の必要性がないと認められる場合		○	
維持管理	維持管理運営	要求水準未達リスク	維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない事象			○
		施設瑕疵リスク	本事業開始後、12か月以内に運営権者が発見し、市へ報告のあった施設瑕疵リスク		○	
		更新前の施設瑕疵リスク	優先交渉権者選定時のデューデリジェンスや現地調査では完全な想定が困難な改築更新需要増大リスクや当初期間の突発修繕費の増大リスク（一定期間内の場合）	個別の事業において管理者が独自で策定した計画については、その計画の年限を考慮した上で、瑕疵について管理者が責任を負う期間を定める等が考えられる。	○	

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
			優先交渉権者選定時のデューデリジェンスや現地調査では完全な想定が困難な改築更新需要増大リスクや当初期間の突発修繕費の増大リスク（一定期間後の場合）	事業開始から一定期間後の改築更新需要量や突発修繕頻度は運営権者の維持管理・運営によるが多いため、運営権者側で負担することが原則と考える（但し、個別の施設等の状況を判断して、一定期間を契約等で定める必要がある）。		○
			事業開始後に対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合	実施契約締結日から12か月間に限り、運営権者は市に瑕疵担保請求を行うことができる（12か月あれば、引渡後に運営権者が対象施設の全体を運用するのに十分と考えられ、それ以上の場合は帰責主体が分かりにくくなる）。	○	
			事業終了後に対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合	事業終了日から12か月間に限り、市は運営権者に瑕疵担保請求を行うことができる（一般的に事業終了後12か月あれば、市はおおよそその施設を運転し、運営権者の事業期間中に生じた損傷などを発見できるのに十分と考えられる）。		○
			募集要項等市が事業者の開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合			○
		維持管理費増大リスク	三浦市の事由による維持管理範囲の変更等に起因する維持管理費増大		○	

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
			運営権者の事由による維持管理費増大			○
		管路破損等に起因する道路陥没リスク	本事業開始後、12か月以内に運営権者が発見し、市へ報告のあった管路破損等に起因する道路陥没リスク		○	
		汚泥処理リスク	汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増大		協議	
		水量変動リスク	要求水準で設定した範囲内で流入水量が変動した場合			○
			要求水準で設定した範囲を超える著しい流入水量変動により、運営権者の負担する費用が増減する場合	要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合で、運営権者が通常取りうる予防措置での対応が不可能の範囲は、市が負担する。	協議	
		水質変動リスク	流入水質の変動に伴う処理費用の増減（要求水準書等で設定した範囲内の場合）			○
			流入水質の変動に伴う処理費用の増減（要求水準書等で設定した範囲を超える場合）	施設能力を明らかに超える恒常的な水質の変化の場合には、基本的には市の負担とする。なお、コストの負担方法については検討・協議を要する。	○	(○)
		施設損傷リスク	施設の劣化に対して運営権者が適切な維持管理を行わ			○

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
			ない場合			
			三浦市が遂行する業務に起因する施設への損傷の場合		○	
			管路施設の劣化等、引渡時に状況が不明かつ運営開始後に調査ができない施設が運営中に損傷した場合		○	
			上記以外の場合			○
		技術革新リスク	想定しない技術革新による新技術採用整備のための追加費用が必要な場合			○
改築更新（増築含む）	調査	測量・調査リスク	三浦市が実施した測量・地質調査・文化財調査等に不備があった場合		○	
			運営権者が実施した測量・地質調査・文化財調査等に不備があった場合			○
	設計	計画・設計・仕様変更リスク	事業内容、用途の変更等三浦市の事由により計画が変更される場合	運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。	○	
			運営権者が立案した改築計画（時期・内容等）に起因して問題が生じた場			○

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者	
			合				
		設計リスク (増築時)	三浦市の事情により道路計画が変更になった場合	市の都合による道路計画の変更に伴う設計内容変更に係る追加費用は市が負担する。	○		
			三浦市の施設設計要求内容、設計条件の内容に不備(提示条件の変更等)があり遅延、費用増となる場合	設計内容変更に係る追加費用は市が負担する。	○		
			運営権者が実施した設計、提案内容、指示、判断に不備があり遅延、費用増となる場合	設計の不備の補正、工法・工期の変更に伴い運営権者に発生する追加費用は運営権者が負担する。		○	
	施工・建設	工期遅延 リスク	三浦市の指示や変更に伴う工期遅延	契約期日までに施設整備が完了しない場合に運営権者に発生した追加費用は市が負担する。	○		
				運営権者の責めによる工期遅延	契約期日までに施設整備が完了しない場合に市に発生した追加費用は運営権者が負担する。		○
				国補助金等内示不足による工期遅延	国補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合、市と運営権者は協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とする。	協議	
				想定しない遺跡等文化財の発見による遅延の場合	当該工事の遅延に伴い運営権者に発生した追加費用は市が負担する。	○	
			工事費増大リスク	三浦市の要因による設計変更に基づく工事費増大	著しい物価上昇による工事費増大の場合には協議を行う	○	(○)

段階	項目	種類	内容	備考	三浦市	運営権者
			運営権者の責めによる工事費増大			○
			想定しない地下構造物、他管種の移設による工事費増大		○	
		工事監理リスク	工事監理の不備による内容、工期の不具合			○
		要求性能リスク	三浦市の検査で要求性能に不適合、施工不良が発見された場合			○
		民間所有地利用リスク	管路施設の敷設・移設・開削の際運営権者が事業期間中に民間所有地を利用する場合			○

別紙４－１ 東部浄化センターの諸元

ア. 整備状況

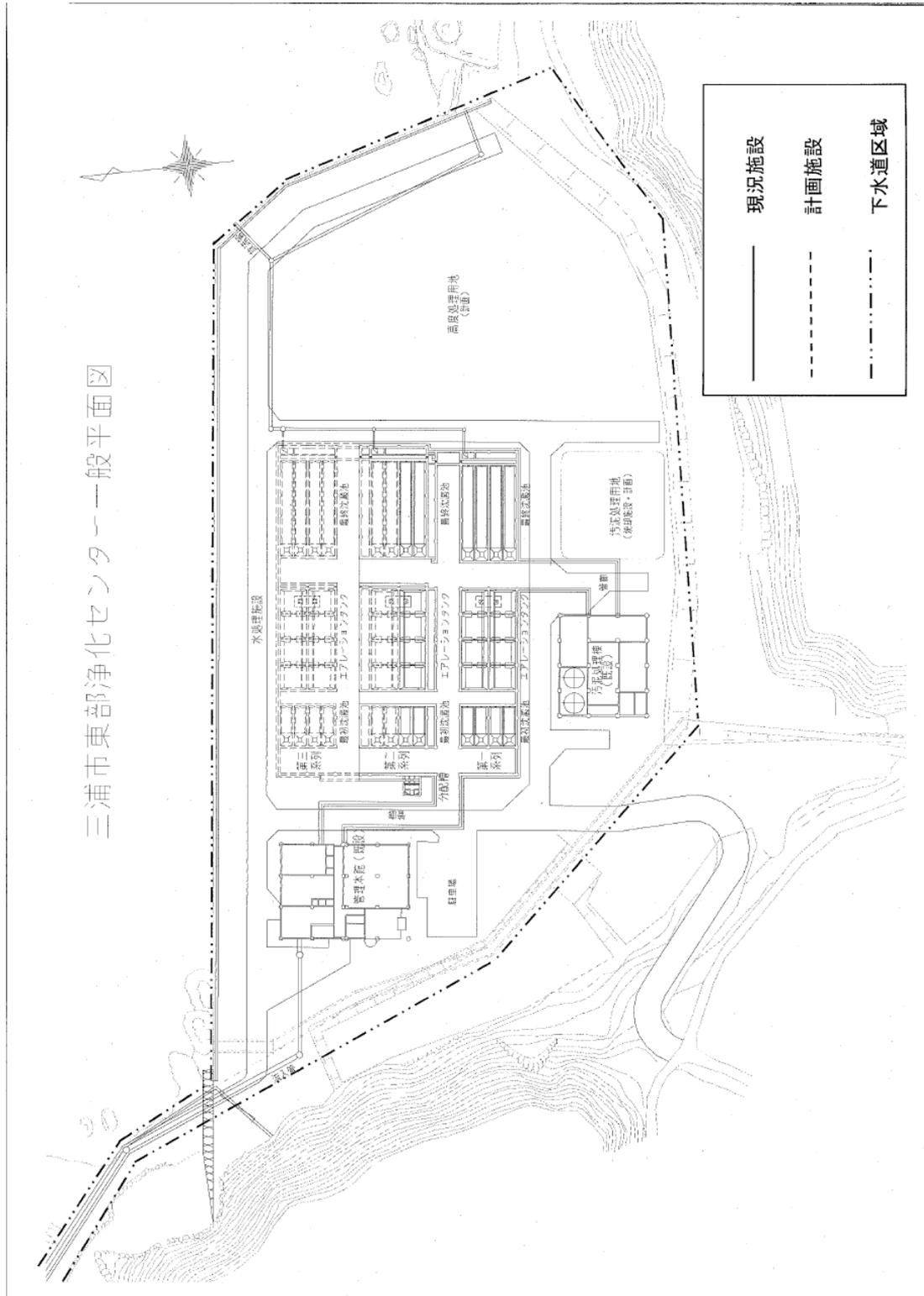
位置	敷地面積	処理方法	処理能力		備考
三浦市南下浦 金田 2 7 3 6 番地 5	21,294 m ²	標準活性汚 泥法	平成 1 0 年度末	2,680 m ³ /日	0. 5 系列
			平成 1 1 年度末	5,360 m ³ /日	1 系列
			平成 1 3 年度末	8,050 m ³ /日	1. 5 系列

施設名	構造	現有主要施設
管理本館（沈砂池）	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階	沈砂池 1 池 受変電設備 1 式 汚水ポンプ 3 台 自家発電設備 1 台
水処理棟	鉄筋コンクリート造 地上 1 階	最初沈殿池 6 池 塩素接触槽 2 池 エアレーションタンク 3 池 最終沈殿池 6 池
汚泥処理棟	鉄筋コンクリート造 地上 2 階 地下 1 階	汚泥濃縮槽 2 池 汚泥脱水機 2 台

イ. 年間処理水量及び年間汚泥処分量

年度	処理水量 (千 m ³)	汚泥処分量 (t)
平成 1 0 年度	15	0
平成 1 1 年度	419	215
平成 1 2 年度	826	545
平成 1 3 年度	965	692
平成 1 4 年度	1,063	841
平成 1 5 年度	1,038	921
平成 1 6 年度	1,251	1,074
平成 1 7 年度	1,288	1,185
平成 1 8 年度	1,357	1,300
平成 1 9 年度	1,436	1,213
平成 2 0 年度	1,499	1,256
平成 2 1 年度	1,561	1,262
平成 2 2 年度	1,568	1,337
平成 2 3 年度	1,494	1,089
平成 2 4 年度	1,617	1,281
平成 2 5 年度	1,595	1,381
平成 2 6 年度	1,580	1,312
平成 2 7 年度	1,635	1,349
平成 2 8 年度		

別紙 4-2 東部浄化センター一般平面図 (拡大)



別紙4-3 東部浄化センターにおける任意事業の対象地

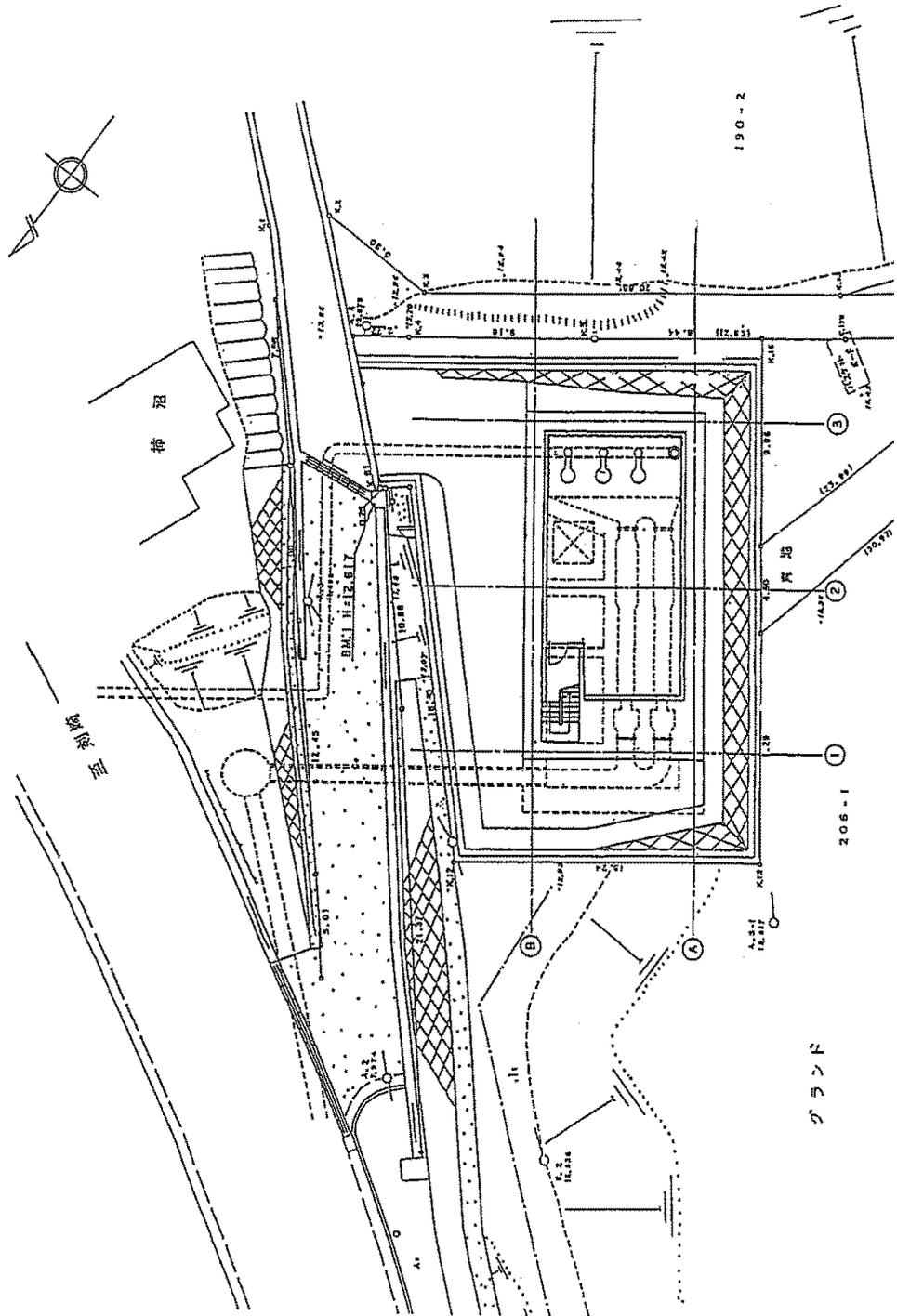
下図の中で、水色の網掛け部分（①～④）の4箇所を任意事業の対象地として想定している。



- ① 高度処理用地（計画）：約 4,876.5 m²
- ② 汚泥処理用地（焼却施設・計画）：約 645.3 m²
- ③ 第三系列建設予定用地：約 1,970.4 m²
- ④

別紙 4 - 4 金田中継センターの一般平面図

金田中継センター一般平面図



別紙 4-5 金田中継センターの整備状況

ア. 整備状況

位置	敷地面積	能力 1分間の揚水量	構造	現有主要施設
三浦市 南下浦町金 田 2 0 6 番 地 8	470 m ²	(平成 1 2 年度 末) 12.0 m ³ /分	鉄筋コンクリー ト造 地上 2 階 地下 2 階	沈砂ピット 2 池 汚水ポンプ 2 台 受変電設備 1 式 自家発電設備 1 台

イ. ポンプ場施設整備状況

施設名	施設能力
上宮田 1 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 150mm 吐出量: 1.74 m ³ /min 出力: 5.5kW)
上宮田 2 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 80mm 吐出量: 0.60 m ³ /min 出力: 3.7kW)
上宮田 3 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 65mm 吐出量: 0.18 m ³ /min 出力: 0.75kW)
上宮田 4 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 100mm 吐出量: 1.02 m ³ /min 出力: 3.7kW)
上宮田 5 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 65mm 吐出量: 0.30 m ³ /min 出力: 1.5kW)
上宮田 6 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 80mm 吐出量: 0.58 m ³ /min 出力: 7.5kW)
金田 1 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 65mm 吐出量: 0.16 m ³ /min 出力: 1.5kW)
下宮田 1 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 100mm 吐出量: 1.14 m ³ /min 出力: 11kW)
下宮田 2 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 100mm 吐出量: 0.90 m ³ /min 出力: 5.5kW)
下宮田 3 号ポンプ室	3 台× (口径: 100mm 吐出量: 1.90 m ³ /min 出力: 7.5kW)
下宮田 4 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 100mm 吐出量: 1.40 m ³ /min 出力: 15kW)
菊名 1 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 50mm 吐出量: 0.08 m ³ /min 出力: 12kW)
菊名 2 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 50mm 吐出量: 0.08 m ³ /min 出力: 1.0kW)
菊名 3 号マンホールポンプ	2 台× (口径: 50mm 吐出量: 0.08 m ³ /min 出力: 1.2kW)

別紙４－６ 幹線管きよの整備状況

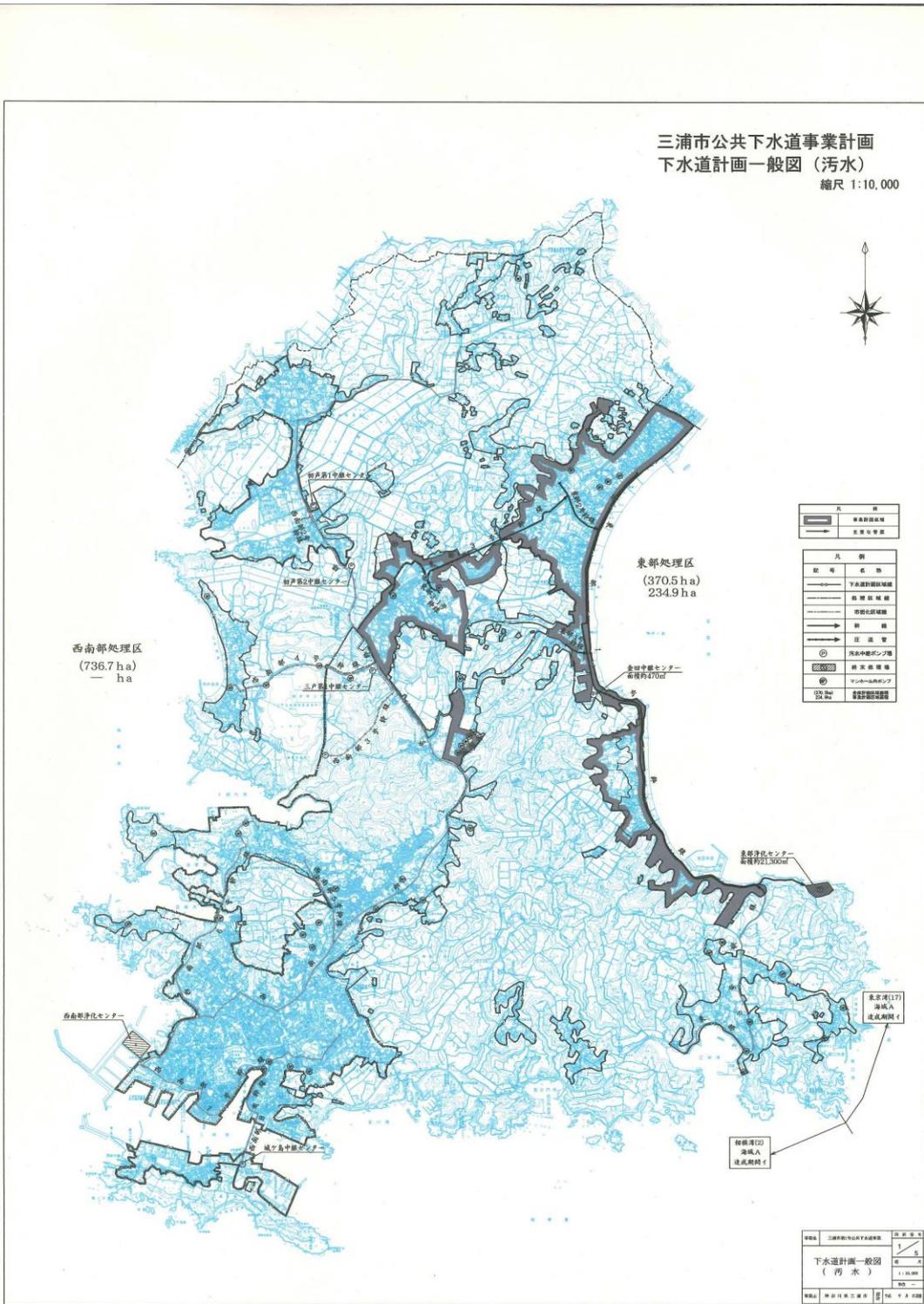
内容など 名称	位置		管径	延長	進捗率
	起点	終点			
東部 1号幹線	三浦市南下浦町 金田字雨崎	三浦市南下浦町 上宮田字芝原	900mm ～ 350mm	5,234m	100%
東部 2号幹線	三浦市南下浦町 上宮田字松原	三浦市南下浦町 上宮田字青木田	800mm ～ 300mm	533m	100%
東部 3号幹線	三浦市南下浦町 上宮田字青木田	三浦市南初声町 下宮田字馬場	500mm ～ 150mm	2,091m	100%
東部 3－1号幹線	三浦市南初声町 下宮田字馬場	三浦市初声町 下宮田字馬場	250mm ～ 100mm	240m	100%
東部 4号幹線	三浦市南下浦町 菊名字仲里	三浦市南下浦町 菊名字稲荷小路	700mm ～ 350mm	211m	100%
東部 5号幹線	三浦市南下浦町 金田字入	三浦市南下浦町 金田字入	450mm	187m	100%
合計				8,496m	100%

※ 下水道法施行規則第3条第1項において、下水排除面積が20ha以上の管きよを「主要な管きよ」としているが、市ではこの「主要な管きよ」を「幹線管きよ」として位置付けている。

※ 東部1号と東部3号及び東部3－1号幹線の延長は、圧送管を含んだ延長となっている。

※ 延長については、整数止めとした。

別紙4-7 下水道処理区域一般平面図



別紙5 物価変動に関する考え方

① 物価変動の影響を受ける要素の計算式

当該年度 p における、物価変動の影響を受ける要素の合計

$$APp-L + APp-C + APp-LHW$$

$$= APq-L \times (CSPIp-1 / CSPIq-1) + APq-C \times (CSPIp-1 / CSPIq-1) \\ + APq-LHW \times (CSPIp-1 / CSPIq-1)$$

<条件>

p : 当該年度

q : 前回改定年度 (改定がない場合は初年度)

APp-L : p 年度の人件費の対価

APq-L : q 年度の人件費の対価

APp-C : p 年度の薬品費の対価

APq-C : q 年度の薬品費の対価

APp-LHW : p 年度の光熱水費の対価

APq-LHW : q 年度の光熱水費の対価

CSPIp-1 : (p-1) 年度の価格指数

CSPIq-1 : (q-1) 年度の価格指数

ただし、各費用毎に以下の変動幅の時に適用される

【人件費】 $CSPIp-1 - CSPIq-1 \mid \geq 1$ (ポイント)

【薬品費】 $CSPIp-1 - CSPIq-1 \mid \geq 1.5$ (ポイント)

【光熱水費のうち電気・ガス・水道】

$CSPIp-1 - CSPIq-1 \mid \geq 3$ (ポイント)

【光熱水費のうちその他】

$CSPIp-1 - CSPIq-1 \mid \geq 1$ (ポイント)

② 物価変動を考慮した下水道使用料等の変動の考え方

薬品費、光熱水費、人件費の著しい増加が生じた場合は、三浦市が負担すべき物価変動分の反映について三浦市が利用料金割合の増加もしくは使用料の改定により運営権者に支払うこととし、いずれの方法で反映するかは三浦市が判断することとする。

また、薬品費、光熱水費、人件費の著しい減少が生じた場合についても三浦市が享受すべき物価変動分の反映について三浦市が利用料金割合の減少もしくは使用料の改定を行うこととし、いずれの方法で反映するかは三浦市が判断することとする。